

議第105号

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例の制定について
京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年11月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例
京都市国際交流会館条例の一部を次のように改正する。
別表備考2中「イベントホール」の右に「又は特別会議室」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

特別会議室を準備，練習等のために利用する場合の利用料金の上限額を定める必要があるので提案する。